

大阪市地域福祉基本計画

令和3年度～令和5年度

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

令和3年3月
大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード(Uni-Voice)をつけています。
(表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります。)
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。
音声コードは QR コードとは異なります。

音声コード

I 計画の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

- 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。
- 平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。
- 各区の取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する福祉課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で推進するための計画として、「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしています。

2 計画の位置づけ

（1）地域福祉基本計画の位置づけ

- 本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画を形成するものです。
- 生活困窮者の自立を支援する取り組みを記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

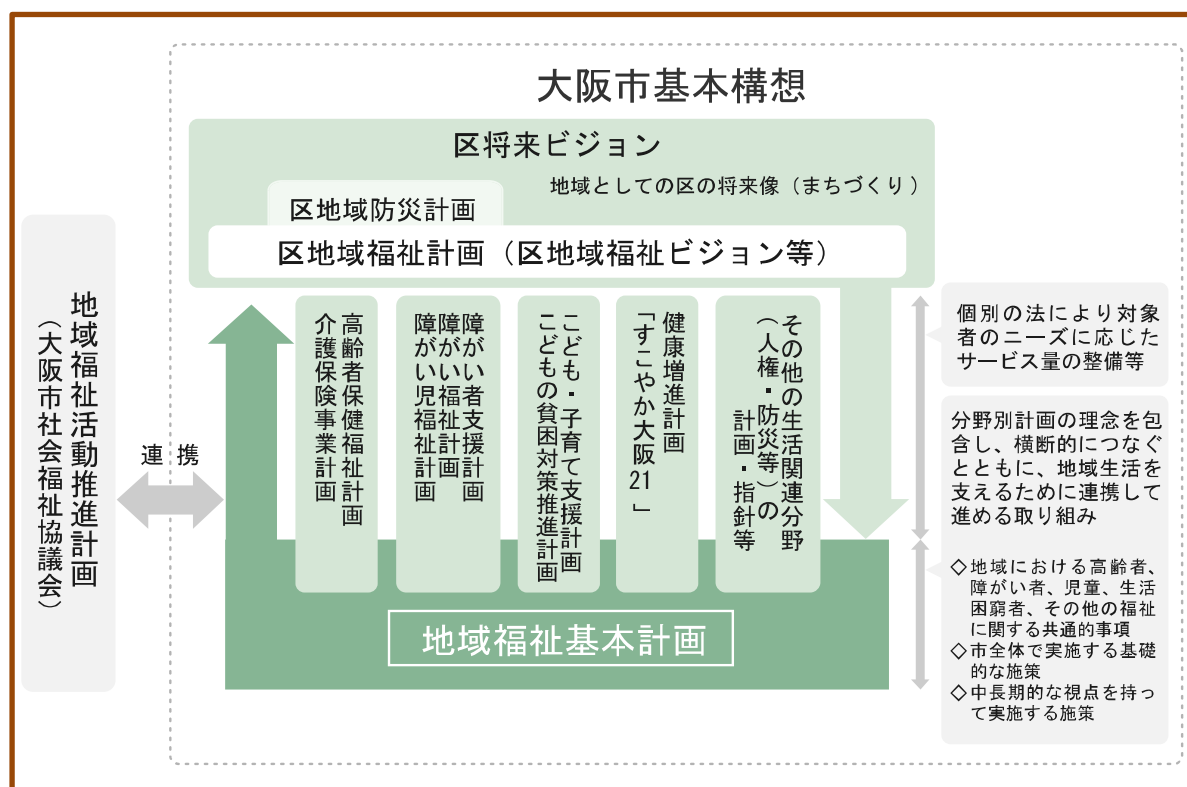
（2）分野別計画・関連計画等との関係

- 本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、人権、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

（3）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

- 社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。本計画と、大阪市社会福祉協議会が策定している大阪市地域福祉活動推進計画は、理念や方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。

【地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係(イメージ図)】



3 計画期間

- 令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

4 圏域の考え方

- 本計画は、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域(概ね小学校区)」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

5 計画の推進・評価の体制

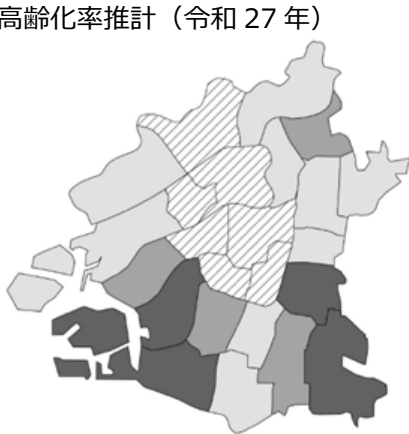
- 本計画の推進・評価は、「計画(Plan)」を「実施(Do)」し、「評価(Check)」して「改善(Action)」するという「PDCAサイクル」を活用し、効果的に取り組みを進めます。
- 「実施(Do)」については、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。
- 「評価(Check)」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」で計画推進状況の評価を行い、「改善(Action)」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」において、評価にもとづく改善方策の検討を行います。

音声コード

Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状

福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

■ 区別の高齢化率推計（令和 27 年）



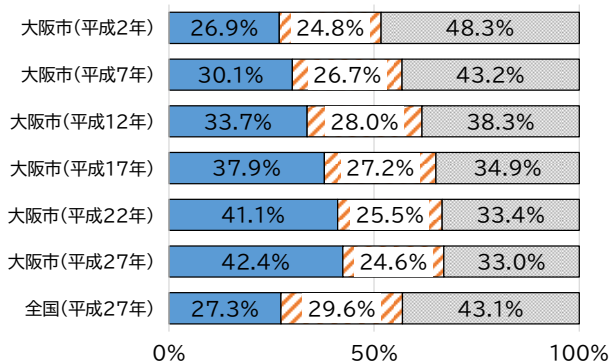
30%未満	北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区
35%未満	都島区、此花区、西淀川区、東淀川区、東成区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区
40%未満	港区、旭区、東住吉区、西成区
40%以上	大正区、生野区、住之江区、平野区

出典：大阪市人口ビジョン（令和 2 年）

区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

高齢化が進み、外国人住民・障がい者数は増加

■ 65 歳以上の世帯状況の推移

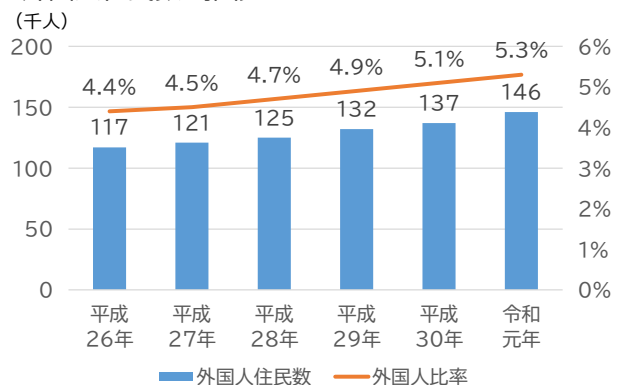


■ 単独世帯 ■ 夫婦のみ世帯 ■ その他の世帯

出典：国勢調査

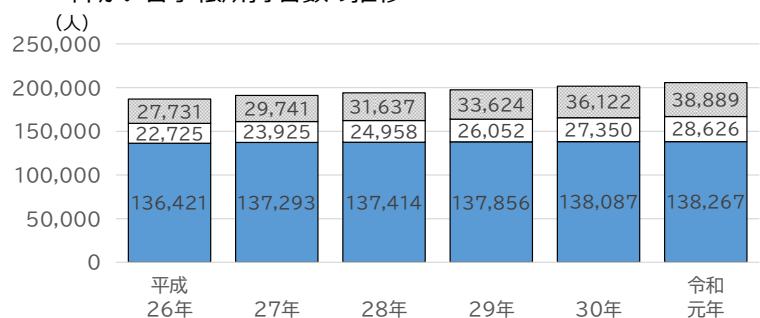
これらの人が抱える課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。

■ 外国人住民数の推移



出典：大阪市民政局（各年 12 月末現在）

■ 障がい者手帳所持者数の推移



■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

□ 療育手帳所持者数

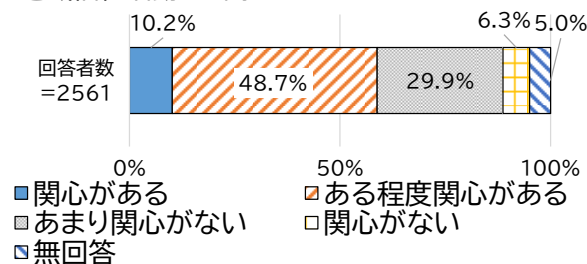
■ 身体障がい者手帳所持者数

出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

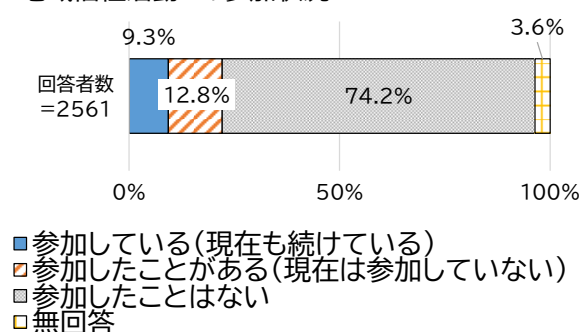
音声コード

地域福祉活動に関心がある人は約6割 現在、市民活動に参加している人は約1割

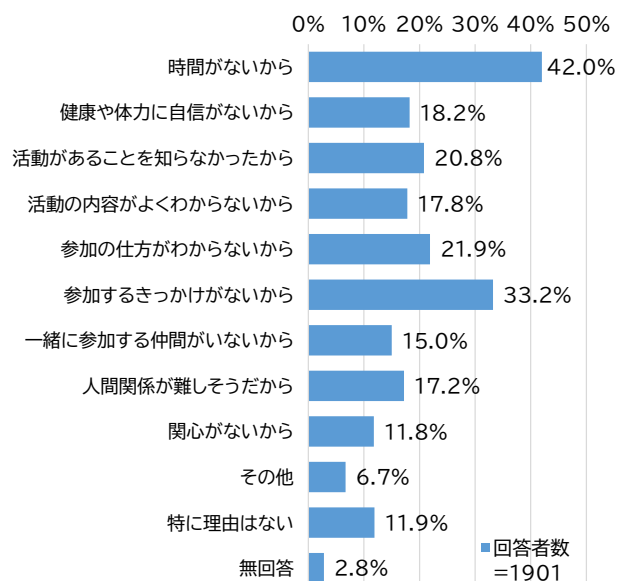
■ 地域福祉活動への関心



■ 地域福祉活動への参加状況



■ 地域福祉活動へ参加しなかった理由（複数選択）

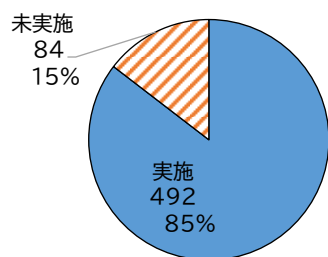


出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）（令和元年 9 月）

誰もが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報の発信、様々な参加形態の啓発や周知を行うことが大切です。

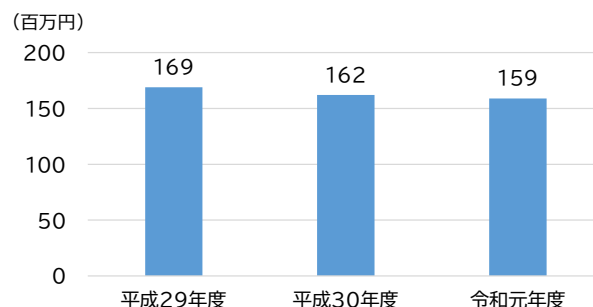
地域ではさまざまな地域福祉活動が行われています

■ 社会福祉施設の取組みの実施状況（施設数）



出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに
大阪市福祉局が作成

■ 共同募金（一般募金）実績額の状況



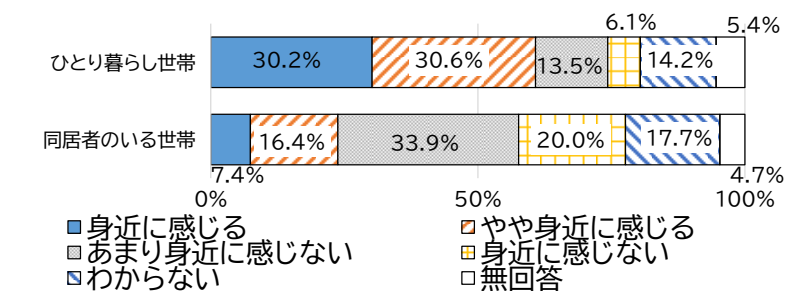
出典：（社福）大阪府共同募金会の資料をもとに
大阪市福祉局作成

大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが、継続的に実施されています。
また、民間の募金運動である共同募金運動で集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。

音声コード

孤立死を身近に感じるひとり暮らしの高齢者が約6割

■ 孤立死に対する意識



回答者数

・ひとり暮らし高齢者 3,203

・同居者のいる世帯 6,958

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

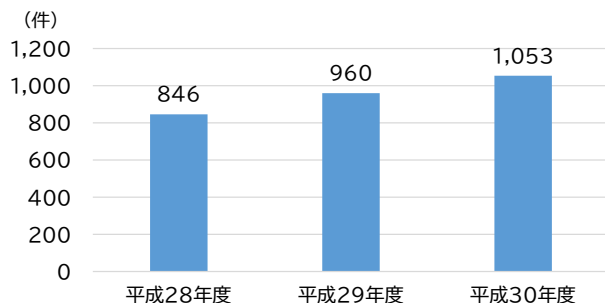
出典：高齢者実態調査報告書（令和2年3月）

調査対象：大阪市内に居住する満65歳以上の高齢者から無作為抽出した20,400人

見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

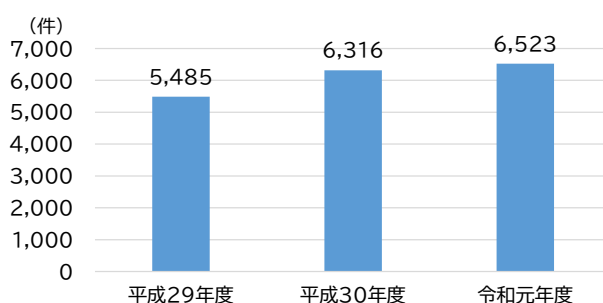
虐待の通報や相談件数が増えています

■ 高齢者虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移



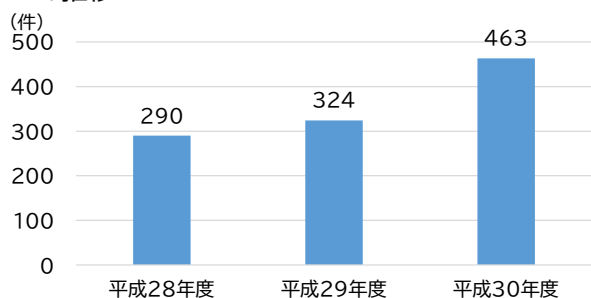
出典：大阪市福祉局

■ 子ども相談センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数の推移



出典：大阪市こども青少年局

■ 障がい者虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移



出典：大阪市福祉局

身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。また、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

音声コード

Ⅲ 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

- 本計画では、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現をめざしています。それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。
- そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。
- どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。
- 住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として次のとおり定めます。

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

2 基本理念の考え方

- 地域共生社会をめざす基本理念には、特に大切な視点として、次の5つの視点があります。

(1)人権尊重の視点

- 特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

(2)住民主体の地域づくりの視点

- 地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることをめざします。

(3)ソーシャル・インクルージョンの視点

- 社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

音声コード

(4)福祉コミュニティ形成の視点

- 主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

(5)多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点

- 住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていきます。

3 計画の基本目標

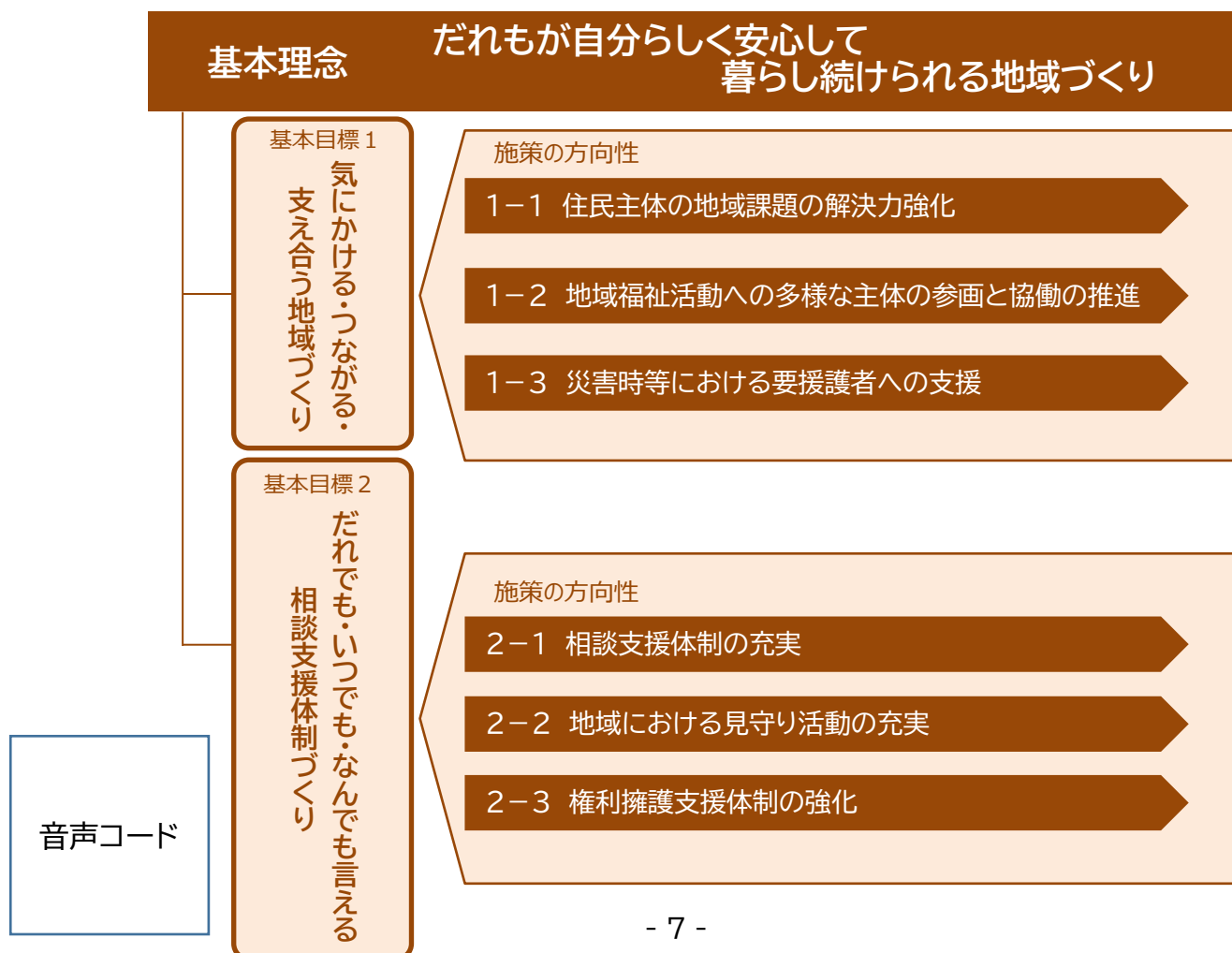
基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

- 支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、相談支援体制づくりを進めます。

4 計画の体系



5 計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

評価項目・評価指標		令和元年度の状況	備考
1-1 住民主体の地域課題の解決力強化			
住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合		54.1%	※ 1
日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合		40.2%	※ 1
地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合		58.9%	※ 1
地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合		22.1%	※ 1
地域福祉活動に関する広報啓発実施回数		992 回	※ 2
「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合		73.3%	※ 1
大阪市（区）社会福祉協議会におけるボランティア登録者数		35,210 人	※ 5
地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数		17 区	
お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合		73.3%	
各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5 段階）		3.8 点	※ 2
多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）		259 回	
1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進			
大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっている NPO 法人の数		824 法人	※ 3
何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会事業施設の割合		83.7%	※ 4
1-3 災害時等における要援護者への支援			
福祉避難所登録箇所数		344 箇所	
災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合		22.5%	※ 6
家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合		26.3%	※ 7

音声コード

評価項目・評価指標		令和元年度の状況	備考
2-1 相談支援体制の充実			
「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数		158 回	
つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合		33 件／20.9%	
こどもサポートネットで支援につながった人数／割合			
①アセスメント対象者として把握した人数		① 2,382 人／5.4%	
②アセスメントから支援につなげた人数		②1,693 人／71.1%	
複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による支援を受けた回数		127 回	
【1-1 再掲】地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合		22.1%	※ 1
2-2 地域における見守り活動の充実			
地域において実施されている見守り活動の認知度		71.0%	※ 1
2-3 権利擁護支援体制の強化			
虐待が疑われる状況を発見した時に通報（通告）する割合		必ず通報（通告）する 27.1%	※ 1
成年後見制度の認知度		（法定）44.5% （任意）21.8% （市民後見）5.7%	※ 1
成年後見制度相談受付件数		1,034 件	
成年後見制度利用申立て支援件数		1,103 件	

※ 1：地域福祉実態調査、※ 2：地域福祉活動支援事業実績、※ 3：内閣府 NPO ホームページ

※ 4：社会福祉法人における公益的な取組みに係る実態調査、※ 5：平成 30 年度実績、

※ 6：高齢者実態調査、※ 7：障がい者(児)基礎調査

音声コード

基本目標 1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1 住民主体の地域課題の解決力強化

- 世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。



- 地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。



- 地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。

- 住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

主な取り組み

地域での支え合い、助け合いの意識づくり	教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実
身近な地域における地域福祉活動の人材の育成	ボランティアの育成・確保
ICT を活用したきっかけづくりや情報提供	寄付文化を醸成する取り組み
地域における自主グループ活動の支援	地域における要援護者の見守りネットワークの強化

音声コード

2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- 多様な主体の参画を促し、協働(マルチパートナーシップ)を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。



主な取り組み

市民活動への支援	地域公共人材の派遣による支援
市民活動団体への助成による支援	市民活動の持続的な実施に向けた支援
企業等の福祉活動への積極的な参加の支援	

3 災害時等における要援護者への支援



- 地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。

主な取り組み

災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	福祉避難所の確保の推進
災害ボランティアセンターの設置・運営等	総合防災訓練の実施支援
災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	

基本目標 2

誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実

○ 様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。

○ 複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和元年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、様々な相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します。



○ こどもの貧困対策と連携して、支援が必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。

○ 相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。

○ 他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業におけるICT活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

○ 課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。



主な取り組み

福祉人材の育成・確保（福祉専門職・行政職員）	窓口業務における ICT の活用
聴覚障がい者支援用音声認識アプリ UD トークの導入	生活困窮者の自立支援

音声コード

2 地域における見守り活動の充実

- 地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。



主な取り組み

認知症高齢者位置情報検索事業	地域における要援護者の見守りネットワークの強化（再掲）
子どものための「見守り防犯カメラ」の設置	地域の主体的な見守り活動への支援

3 権利擁護支援体制の強化

- 個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。



- 成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進	成年後見制度の利用促進の取り組み
福祉サービス提供事業者への助言・指導	福祉サービスの適切な情報提供